

令和7年度 成長型中小企業等研究開発支援事業について 略称：Go-Tech事業（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）

令和7年3月
経済産業省関東経済産業局
製造産業課

※本資料は、令和7年度公募要領のポイントをまとめた資料であり、申請にあたっては必ず公募要領をご確認ください。

本説明会は、事業者の皆様へ、予算未成立の段階から、Go-Tech事業の検討の方向性をお伝えし、より良い事業計画の検討・立案につなげていただくことを目的としています。

このため、今回説明させていただいている事業の内容は、令和7年度当初予算案に基づくものであり、**当該予算案の成立が前提**となっています。

今後の国会審議次第では事業内容等が**変更される可能性があります**ので、予めご了承ください。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁経営支援部
イノベーションチーム

令和7年度予算案額 **123億円（128億円）**

事業目的・概要

事業目的

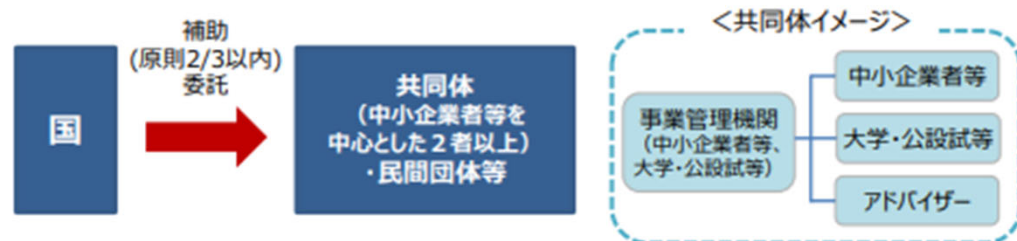
中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

1. 事業の目的①

- 本事業は、「**中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針**」（以下、「**高度化指針**」という。）に基づき、特定制品づくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的としています。

高度化指針

【特定制品づくり基盤技術に関する事項（12技術分野）】

- 1 デザイン開発、2 情報処理、3 精密加工、4 製造環境、5 接合・実装、6 立体造形、7 表面処理、8 機械制御、9 複合・新機能材料、10 材料製造プロセス、11 バイオ、12 測定計測

【先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項】

【高付加価値企業への成長・変革に関する事項】

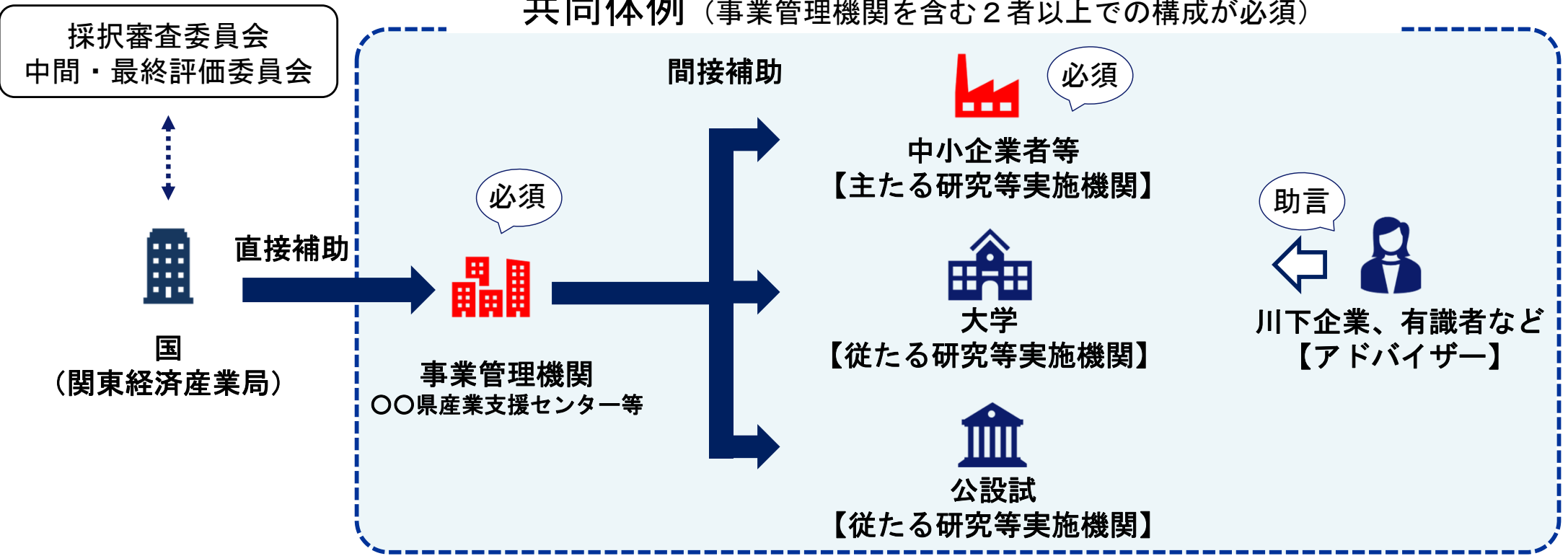
詳しくはこちら▶▶<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

- 具体的には、**中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援**します。あくまでも研究開発を支援するための事業であり、生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません。

1. 事業の目的②

● 成長型中小企業等研究開発支援事業の仕組み

共同体例（事業管理機関を含む2者以上での構成が必須）



- 事業管理機関【補助事業者】 : 運営管理等や国との連絡窓口を行う者
- 主たる研究等実施機関【間接補助事業者】 : 中核的に研究開発等を実施する中小企業者等
- 従たる研究等実施機関【間接補助事業者】 : 共同研究開発を行う者
- アドバイザー : 助言を行う者であって補助金の交付を受けない者
- 総括研究代表者（PL）／副総括研究代表者（SL） : 選任が必要（いずれか1名は、主たる研究等実施機関の研究員から選任）。

2. 申請対象者①

①主たる研究等実施機関 【間接補助事業者】

必須

- ・ 中核的に研究開発等を実施する 中小企業者等



②従たる研究等実施機関 【間接補助事業者】

- ・ 主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う機関
- ・ 中小企業者等若しくは研究開発を実際に行う大学・公設試等が該当



※研究等実施機関として参画する中小企業者等は、（主たる、従たるを問わず）本事業において今年度申請する他の共同体に研究等実施機関として参画することはできません。

また、過去に成長型中小企業等研究開発支援事業に採択され、現在実施中の補助事業に研究等実施機関（主たる、従たるを問わず）として参画している中小企業者等も同様に、本事業において今年度申請する他の共同体に研究等実施機関として参画することはできません。

ただし、アドバイザーとしての参画は可能です。

2. 申請対象者②

③事業管理機関 【補助事業者】

必須



- ・ 研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整、国との総合的な連絡窓口を担うとともに、間接補助事業者が構成される場合は、交付要綱を定め、補助金の交付、額の確定、支払等を行うなど、補助事業の遂行・経費管理における責任を有する者。

④アドバイザー（推奨）



- ・ 研究開発、その成果の事業化及び資金調達に関する助言を行うなど、事業実施にあたって補助的な役割を担う、補助金の交付を受けない者。

（例）有識者や研究者、大学・公設試等、ファンド等の金融機関、川下製造業者（研究開発の成果を利用することが見込まれる者、以下「マーケットアドバイザー」という。）

- ・ アドバイザーは、開発会議等に参加し助言等を行うこと。
ただし、マーケットアドバイザーは会議への参加を必須とせず、開発会議等の議題に応じて事業管理機関が参加の可否を判断すること。
- ・ また、全てのアドバイザーは、各々独自の立場から毎年度講評をし、研究成果報告書に講評の掲載を行うこと。

3. 申請対象事業① (1) 高度化指針との整合性

- **高度化指針**に沿って申請書を作成すること。
- 研究開発により磨き上げた基盤技術を活かして、主たる研究等実施機関（中小企業者等）が高付加価値企業へと成長・変革するような将来ビジョンについて、申請書に記載すること。なお、申請書の記載に代えて経営デザインシートを添付することも可。

高度化指針（再掲）

【特定ものづくり基盤技術に関する事項（12技術分野）】

- 1 デザイン開発、2 情報処理、3 精密加工、4 製造環境、5 接合・実装、6 立体造形、7 表面処理、8 機械制御、9 複合・新機能材料、10 材料製造プロセス、11 バイオ、12 測定計測

【先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項】

【高付加価値企業への成長・変革に関する事項】

詳しくはこちら▶▶<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

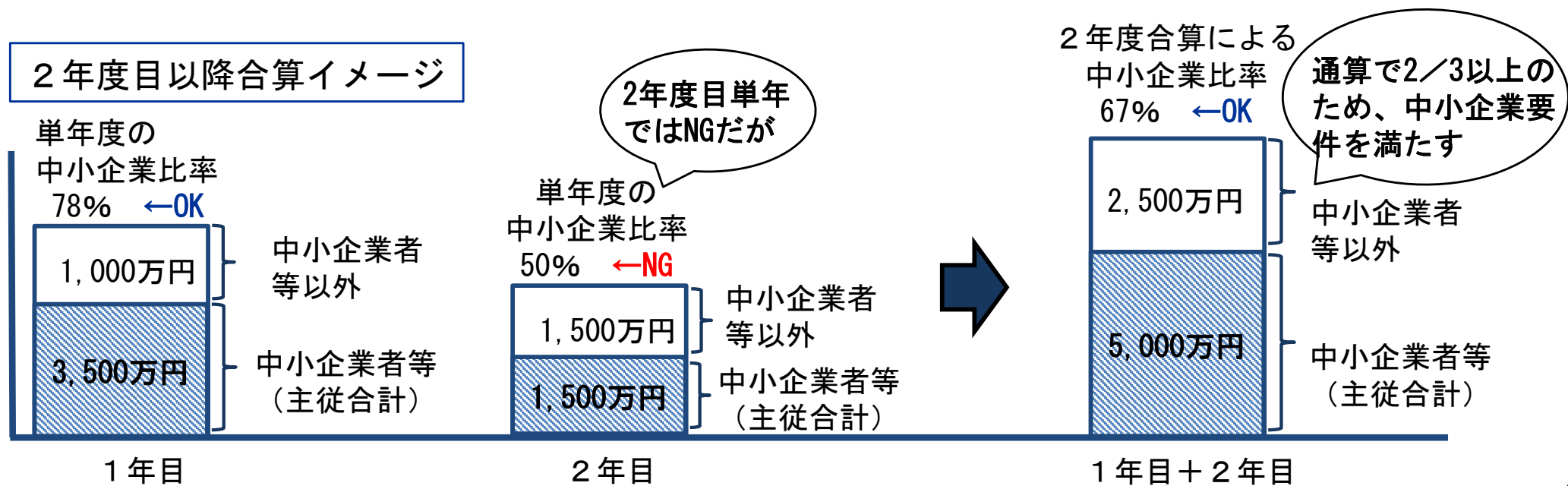
3. 申請対象事業② (2) 中小企業要件

・ 中小企業者等が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2 / 3 以上」である必要があり、これを「中小企業要件」という。

※ 2年度目以降は、終了年度分との合算で「2 / 3 以上」であれば中小企業要件を満たすと判断（下図）。

※ 2 / 3 以上であっても、主たる研究等実施機関の受取額が、他機関に比べて過少の場合など、主たる研究等実施機関が中核的に研究開発等を実施しないとされる場合、本要件は満たさない。

※ 中小企業者等以外の研究等実施機関が購入した設備備品で、中小企業者等が専ら（2 / 3 以上）使用する設備備品費については、中小企業者等が受け取る補助金額に含めることが可能。



3. 申請対象事業③ (3) 本事業の対象となる研究開発計画

- ・ 研究開発を伴わない販路開拓のみの事業は申請不可。
- ・ 本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体外へ委託外注する事業は不可。
- ・ 事業化までの道筋が明確に描けているものが対象。研究開発計画の終了後1年以内までに、サンプル出荷など川下製造業者から評価を受けることが可能な計画であること。
- ・ 売上高(見込み)を具体的な根拠に基づいて設定し、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、補助事業終了後5年以内を目処に事業化を達成できる事業であること。
- ・ 主たる研究等実施機関（中小企業者等）において、事業終了後5年以内を目処に
 - ①付加価値額15%以上（年率平均3%以上）②給与支給総額7.5%以上（年率平均1.5%以上）の向上を達成する目標が策定できる事業であること。補助事業期間終了後1年目から、主たる研究等実施機関の事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準とすること。
- ・ 従業員数21名以上の場合、交付申請時までに、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表することが必要です。

4. 補助事業期間と補助金額等

	通常枠	出資獲得枠
概要	中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発を支援する枠	補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関しファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠
補助金額 (上限額)	共同体全体で 単年度あたり 4, 500万円以下 2年間合計で 7, 500万円以下 3年間合計で 9, 750万円以下	共同体全体で 単年度あたり 1億円以下 2年間合計で 2億円以下 3年間合計で 3億円以下 ただし、補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限とする。
補助率	①中小企業者等・・・2／3以内 ※課税所得15億円以上等の中小企業者等又はNPO法人は1／2以内 ②大学・公設試等（A機関、B機関）・・・ A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加している場合は、定額（一部、補助率2／3以内が適用される場合あり） A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加していない場合は、2／3以内	
補助事業期間	2年度又は3年度	

5. 補助対象経費

物品費	①設備備品費	1) 機械装置備品費	機械装置及び備品、その他機械装置に付随する備品の製作、購入に要した経費。
		2) 土木・建設工事費	機械装置備品の製作・設置に付帯する電気工事等に要した経費。
		3) 保守・改造修理費	機械装置備品の保守、改造、修繕に要した経費。
		4) 外注費	機械装置備品の加工等の外注に係る経費。
	②消耗品費	原材料、部品、消耗品等の購入に係る経費。	
人件費・謝金	①人件費	1) 研究員費 2) 管理員費 3) 補助員雇上費	
	②謝金	委員等謝金及びアドバイザーや共同体外部の知見者から技術指導を特に必要とする場合に支払われる謝金。	
旅費	研究員、管理員及び委員等の旅費、滞在費及び交通費。アドバイザーや共同体外部の知見者に支払う旅費、滞在費及び交通費。		
その他	①外注費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む）で行う場合に外注先への支払に要する経費。	
	②印刷製本費	研究内容報告書等の印刷・製本及び電子ファイル作成に要した経費（事業管理機関のみ計上可能）	
	③運搬費	試作品や加工品等を共同体内で移動する場合に要する費用、共同体内から外注先への配送にかかる費用、展示会への出展等に際し必要となる運搬料等の支払に要する経費。	
	④クラウドサービス利用費	この事業の遂行に必要なクラウドサービスの利用やWebプラットフォームの利用に要した費用。	
	⑤その他（諸経費）	1) 技術導入費・・・知的財産権等の導入が必要となる場合に所有者等に支払われる経費。 2) 通訳・翻訳費・・・通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。 3) 知的財産権関連経費・・・研究開発等成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や翻訳料等の経費。 4) マーケティング調査費・・・競合技術等動向やニーズ調査、展示会開催または出展、学会参加、事業成果周知用ポスター等の作成、広告媒体等の活用並びにそのための外部人材の雇用などにかかる経費。 5) 賃貸借費・・・機械装置備品のレンタル・リース代等。 6) その他・・・大学等の研究機関におけるバイアウト経費又は技術情報管理認証制度の認証取得に要する経費	
委託費	事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費。		
間接経費	事業の実施に伴い管理等に必要な経費として、直接経費（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」）の合計の30%を上限に計上できる経費。		

6. 申請手続き等の概要①

(1) 公募期間：令和7年2月17日（月）～4月18日（金）【17時締切】

(2) 採択予定件数：通常枠：100件程度 出資獲得枠：4件程度（予定）
※あくまで見込みであり予告なく変更することがあります。

(3) 申請先

申請方法：府省共通研究管理システム（以下、e-Rad）のみ（持参、FAX、メール不可）

申請手順：①e-Radにおける所属研究機関、研究者の登録

②申請書類の作成

③e-Radによる本事業の申請

※申請は事業管理機関が行ってください。

※手順①のe-Radへの登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

(4) 申請書類

・申請書類は必ず令和7年度の申請様式を使用すること。

※申請書類が異なる場合（過去の様式を活用している場合を含む）や記載漏れ、不足等の不備がある場合は、審査されない場合がありますのでご注意ください。

6. 申請手続き等の概要②

(5) その他申請に関すること

① e-Radによる手続き : e-radの問合せについては、以下ヘルプデスクを活用。

●e-Radポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

●e-Radヘルプデスク : tel 0570-057-060 (ナビダイヤル)
03-6631-0622 (直通) 9:00-18:00 (平日のみ)

② 審査方法・基準

- ・ 中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会において、公募要領で別途定める審査基準に基づいて審査（非公開）を行う。
- ・ 過去に本事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業を含む）の採択を受けて取り組んだ研究開発等に関して、事業化状況報告や国が行うフォローアップ調査等への回答状況、その内容（進捗状況等）についても加味する。

③ 審査結果の通知

- ・ 採択・不採択の結果について担当経済産業局等から事業管理機関に文書による通知はなし

④ 採択案件の公表

- ・ 採択案件の決定後、中小企業庁ホームページで発表。採択案件の公表に際しては、計画名、研究概要、事業管理機関の名称、研究等実施機関の名称及び連携する大学・公設試等の名称等を公表する。公表時期は概ね6月頃を予定。

○問い合わせ窓口

- ・主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局までお問い合わせください。
- ・当局HPにてFAQも公開しておりますので事前にご確認ください。
- ・広域関東圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)の場合は関東経済産業局が窓口となります。

関東経済産業局 産業部 製造産業課 Go-Tech担当

TEL: 048-600-0307

E-mail: bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp

URL: <http://www.kanto.meti.go.jp>

・中小企業基盤整備機構 関東本部に設置されているアドバイザーが、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)の申請書作成に関する相談、研究開発計画における技術面・事業化面の相談等を受け付けています。

相談を予約する際には、以下の点について検討・確認が済んでから予約を取ることを推奨します。

- ・事業管理機関が決まっている
- ・共同体の構成が固まっている
- ・研究開発内容を具体化している
- ・Go-Tech事業の申請書(案)作成済である

中小機構 関東本部 Go-Tech事業

検索

中小機構 関東本部 相談窓口のページ

ご静聴ありがとうございました。